

告 示

埼玉県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字日野原八九四の一、八九四の八、八九四の

九

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅